

平成24年9月14日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 朝長 勇
3番 上田雄一
5番 山口良広
7番 宮本栄八
9番 石橋敏伸
11番 上野淑子
14番 末藤正幸
16番 小柳義和
19番 山口昌宏
21番 牟田勝浩
23番 黒岩幸生
25番 平野邦夫

副議長 山崎鉄好
2番 山口 等
4番 山口裕子
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 古川盛義
12番 吉川里己
15番 小池一哉
17番 吉原武藤
20番 川原千秋
22番 松尾初秋
24番 谷口攝久
26番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 筒井孝一
次 長 松本重男
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	角			眞
つ	な	が	宮	下	正	博
營	業	部	森		孝	畑
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	山	田	義	利
こ	ど	も	蒲	原	惠	子
ま	ち	づ	石	橋	幸	治
山	内	支	成	松		薫
北	方	支	坂	口		勉
会	計	管	浦	川	正	盛
教	育	部	古	賀	雅	章
教	育	部	白	濱	貞	則
水	道	部	松	尾	満	好
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	末	藤	彰	彦
監	査	委	森		博	文
農	業	委	田	代	昌	三

議 事 日 程 第 6 号

9月14日（金）10時開議

日程第1	第64号議案	武雄市空き家等の適正管理に関する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第2	第65号議案	武雄市防災会議条例及び武雄市災害対策本部条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第3	第66号議案	武雄市税条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第4	第67号議案	武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第5	第68号議案	武雄市地域福祉基金条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第6	第69号議案	平成23年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（質疑・建設常任委員会付託）
日程第7	第70号議案	平成23年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（質疑・建設常任委員会付託）
日程第8	第71号議案	平成24年度武雄市一般会計補正予算（第6回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第9	第72号議案	平成24年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第10	第73号議案	平成24年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第11	第74号議案	平成23年度武雄市水道事業会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会設置付託）
日程第12	第75号議案	平成23年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第13	第76号議案	平成23年度武雄市一般会計決算認定について（質疑・一般会計等決算審査特別委員会設置付託）
日程第14	第77号議案	平成23年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（質疑・一般会計等決算審査特別委員会付託）
日程第15	第78号議案	平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について（質疑・一般会計等決算審査特別委員会付託）
日程第16	第79号議案	平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定につ

		いて（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第17	第80号議案	平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第18	第81号議案	平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第19	第82号議案	平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第20	第83号議案	平成23年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第21	第84号議案	平成23年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第22	第85号議案	平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について（質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託）
日程第23	第86号議案	財産の処分について（質疑・総務常任委員会付託）
日程第24	第87号議案	平成24年度武雄市一般会計補正予算（第7回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第25	報告第8号	平成23年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告について（質疑）
日程第26	報告第9号	平成23年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について（質疑）
日程第27	意見書第2号	武雄市における高校教育環境の整備を求める意見書（案） （趣旨説明・質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第28	請願第2号	「新武雄市図書館・歴史資料館構想」に関する意見書の採択を求める請願（趣旨説明・質疑・福祉文教常任委員会付託）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第86号議案、第87号議案の2議案と、議員から提出されました意見書第2号及び請願第2号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1 第64号議案

日程第1. 第64号議案 武雄市空き家等の適正管理に関する条例を議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

おはようございます。第64号議案 武雄市空き家等の適正管理に関する条例について、補足説明を申し上げます。

議案書1ページでございます。

本来は、建築物やその他の敷地は所有者等の責任により適正に管理されるべきであります。が、さまざまな要因により適正に管理されずに放置された危険な空き家が増加しております。近隣住民からの危険排除の要請相談等が多く寄せられております。こういったことから、倒壊等による事故、犯罪、火災等を未然に防止し、住民の安全で安心な暮らしの実現のため、本条例の制定をお願いするものです。

本条例の主な内容ですが、危険な状態の空き家等と認めた場合、所有者等に必要な措置を講ずるよう勧告、命令をすることにいたしております。特に著しく公益に反すると認める場合は代執行法による代執行を行うことといたしております。

また、一定の要件を満たす場合は助成や寄附受け入れによる支援措置を定めております。

そのほか、代執行の実施の判断など重要事項について審議調査するため諮問機関として空き家等審議会を置くことにいたしております。

なお、この条例の施行日は、平成25年1月1日からといたしております。

以上、第64号議案の補足説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第64号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第2 第65号議案

日程第2. 第65号議案 武雄市防災会議条例及び武雄市災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第65号議案 武雄市防災会議条例及び武雄市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案書5ページでございます。

この条例は、災害対策基本法の改正に伴い武雄市防災会議条例外1件の条例の一部改正を

行うものでございます。

第1条の武雄市防災会議条例の一部改正につきましては、武雄市防災会議の所掌事務及び委員の構成について改正するものでございます。

第2条の武雄市災害対策本部条例の一部改正につきましては、災害対策基本法の改正に伴い、条文中に引用しております条項を変更するものでございます。

これらの条例の施行期日につきましては、交付の日からといたしております。

以上、第65号議案の補足説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第65号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第3 第66号議案

日程第3. 第66号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第66号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書6ページでございます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い市税条例を改正するものでございます。

それでは、改正の主な概要について、議案参考資料、新旧対照条文で説明させていただきます。

新旧対照条文の2ページをごらんください。

第36条の2につきましては、公的年金等以外の所得を有しない年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、市への申告を不要とするものでございます。

続いて3ページをごらんください。

附則第9条につきましては、退職所得に係る10%税額控除の廃止に伴い、条文の削除を行うものでございます。

次に、附則第10条の2は、地域決定型地方税特例措置として、公害防止用の下水道除外施設に係る課税標準の軽減の程度を法律で定める範囲内で自治体が条例で決定するようにするものでございます。これにつきましては、軽減措置として従前と同様の4分の3でお願いいたします。

次に、附則でございますが、議案書の6ページをごらんください。

第1条で施行期日を定めております。

第2条では、市民税に関する経過措置。

第3条では、固定資産税に関する経過措置を設けております。

以上で、第66号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第66号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第67号議案

日程第4. 第67号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

第67号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。議案書の8ページから9ページ。

参考資料の新旧対照条文の4ページから8ページでございます。

国民健康保険事業の運営につきましては、収納率の向上や保険事業の取り組みで医療費の抑制に努めておりますが、毎年不足額が生じているところでございます。

この不足額、赤字が増大している国民健康保険特別会計を健全な運営にするために保険税率等の改正をお願いするものでございます。

今回の改正につきましては、一般会計から初めて法定外の繰り入れを行い、国保税の上げ幅を抑えております。

改正の内容につきましては、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれ所得割率、被保険者均等割額、世帯平等割額の改正をお願いするものです。

国民健康保険財政が赤字ということで、被保険者の方が受診された医療費を医療機関に支払わないということにはなりません。さらなる収納率の向上及びジェネリック医薬品の利用促進とか、保健師などによる訪問指導を強化し、医療費のさらなる抑制に努めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第67号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

国保の問題は一般質問でも取り上げてきたんですけども、結局、24、25、年金が2.5%減らされる。国民健康保険の年齢別構成を見ますと、60歳以上で44%を占める、そして、65

歳以上の高齢者が31%を占める、いわば高齢化が進んでいきますと、年齢構成から見ても負担能力と申しますか、年金が一方で減らされていくわけですからね、それに今度消費税が値上げになってくる、5%がやがて10%になっていく、そうなりますと、本当に払いたくても払えない世帯というのがふえてくるんじゃないかと。

この武雄市が策定した資料によりますと、もちろん滞納は好ましくないことは事実なわけで、その滞納の背景にあるのは社会的な要因もあるわけで、ここに書いてある、市が出した資料を見ますと、収納率の年度別目標を書いていますよね、これで見えていきますと、平成29年度94%、94.、94%超えていますよね。94.5%ですか、私に対する答弁では100%を目指しますと、もちろんそれはそれで、滞納者が出んことが一番いいわけですけども、国はどんどん年金減らす、消費税を上げる、そして一方では年齢構成は高齢化していく、そうすると、まさにこれは悪循環じゃないかという気がするんですよ。

ですから、国の医療費の45%に戻せという問題と、今現在、給付費の50%ですからね、もちろん市町村単位では解決できない問題があります。そうしたことから広域化という問題が出てきているわけですけども、その広域化の問題で見ますと、県が目標数値を求めてきていますね、平成29年に94.5%の収納率を目指す、ここら辺の関係はあなたたちはどういうふうに考えていますか。県の広域化の問題と、県が収納率の目標値を設定するという問題と、そこを達成しないと今度は県調整交付金でペナルティーを課す、ここらの関係はどういうふうに考えていますか。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

県の広域化の部分は、おっしゃるとおり、そういう目標が立てられているということでございます。それについていろんな各市町の意見を調整した上でそういうふうになっているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

国保問題ですけども、今、平野議員おっしゃるように、国の問題、県の問題いろいろあると思うんですよ。じゃ、我々武雄市はどうするかという今度の改正であると思うんですよ。そこに絞らなければ論点が絞れないし、考えないと思うんですよ。

先ほど奇異なことを思ったんですけども、不足額と言われましたですね。それが本当ですね。あと赤字と言われたですね。赤字というのは私ほうそだと思うんですよ、国保のね。単年度は赤字という言葉があるかもしれませんが、やはり入繰算入、つまり医療費で要った分だけどこかにつくらなければならないというのが国保でしょう。もちろん、今言

われたように、国が負担を減らしたんですから、入れてくれりゃいい、県が持ってくれればいい、市がいっぱいくれたらよかばってんね。そういう中でやっていくわけですから、不足額をどうするのかというのが改定なんですよね、税率改定。だから、ことししなければ来年改定しなければならない、10年で見ればよくわかりますよ。これだけの医療費支払いに対してどれだけの財源ができるかということなんでしょう。

そこでお伺いしますけれども、財源と支払い、つまり、その項目は、財源はこういうのが充てられますよ、支払いはこういうのが充てられますよと、ちゃんとしたものを出していただきたい。きょう間に合わなければ討論前に、委員会で審議されましようから、委員会で聞きますので、最終日にですね。つまり項目は、その財源となるもの、収入ですね、なるものはどういうものがあるのか、支払わなければならないのがどういうものがあるのかということをお願いしたいですね。5年間の累積不足、このようになっていますよという不足の推移表、10年もいいですけど、5年してですね。そうして分析していかなければならないと思うんですね。

だから、もっと言えば、例えば私が、このことは何が必要かといいますと、例えば私は今国保に入っている。来年国保から出るとしますね。今度の年度で腹いっぱい下げとって、私が出てから上げてもらうたらよかとですよ。それが国保の宿命なんですよ、いずれ払わなければならないというのがね。だから、5年間の累積赤字額と言いません、不足額なんですよね、を出してください。

それから、医療費の削減のために誰でも何をしているかということですね。保険者、被保険者、あるいはお医者さんもでしょう。国、県、もちろんしてくれればいいですよ。しなければ我々はここでこの国保をしなきゃならないわけですからね。

先ほどチームダイエットの話をされましたけれども、頑張っておられると思うんですね。こういうのはもっともっと議会を通してでもやっぱり出すべきですよ、今の現状を維持するため。今度国保の医療費がばんと上がっていますよね。上がっている原因というのは、新病院じゃなくて、人工透析患者がふえたからと、そういうことになってくるわけでしょうが。そういうのを防ぐため、せっかくチームダイエットを組んで頑張っておられる。それは医療機関で頑張っておられますからね、役所として。それは大いにやっぱりアピールして議員にもさせるべきですよ。私もおかげで1年近くも歩いていますけどね。

それと、ジェネリック医薬品を佐賀県で初めてしてもらっているんでしょう、武雄市は。ほかのところはしていないんでしょう。これお医者さん嫌うんですよ。それも医師会とちゃんといろいろ話をされて、そして経営のために努めている、つまり払う分を減らしてあるんですね。市として今度幾らですか、一般会計から入れる、みんなしている。あとの残りは、結局は被保険者に負担してもらおうという話だと思えるんですけども、じゃ、これを改正しなければどうなるのかと、改正しなければ。誰か銭くるっぎよかばってんね。結果的にその不

足分を先に延ばすだけだと思いうんですけれども、答えていただきたいんですけれども、改正しなければどうなるのかということですね。

そして、先ほど言われましたけれども、払いたくても払えない階層があるとすれば、保険税の掛け方が間違いですよ。私全部平等だと思っていますからね。そういう階層はないと思っていますから。払いたくても払えない階層というのはどこなのか。

以上、5点についてお伺いします。（発言する者あり）——議長。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）（続）

もう少し小さい質問書を出してもよかったんですけれども、私出しておりません、細かいのをね。事前に出しておけば用意ができたと思いますので、それは委員会で論議してもらっても結構ですので、2つだけお願いしますね。払いたくても払えない階層があるのか、それと、改正しなければどうなるのか。私は来年にそのまま繰り越すだけだと、不足を繰り越すだけだと思いますけれども、どのようにお考えか、2つについて、この場でお願いします。あとは委員会で結構です。委員会の後ですね。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

改正をしないとどうなるかということでございますけれども、お手元に資料を配付していると思いますが、年々不足額が拡大しているというふうな状況になりますので、さらに不足額が拡大するというふうに認識しているところでございます。

もう1点の払いたくても払えないというふうなお話ですけれども、国民健康保険につきましては軽減の措置を設けております。非常に所得の少ない方につきましては、7割軽減ということで税額の軽減をいたしておりますので、それでも払えないという方がいらっしゃいましたら、またちょっとあれですけれども、そういうふうな大きな軽減、7割軽減、5割軽減、2割軽減、そういう制度も取り入れているということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だから、どこの階層かと、今聞けと言ひよんさっけん、どこの階層かということばね。まあいいです。全体的だろうと私は自信を持っていますからね。

それと、先ほど言いました、改正しなければ不足額が次に行くだけの話ですよ。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

おっしゃるとおり、不足額が毎年出てきますので、不足額が毎年大きくなるということで、次々に、次の年度に不足額が拡大していくというふうな形になります。

〔23番「はい、わかりました」〕

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

1点だけ。国保税が上がるということで条例の改正があるわけですけれども、上限額というのは、現在の上限額に対して、国保税が上がったらどうなるのかというその1点。皆さん方も心配されておりますので。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

国民健康保険税額については上限額がございますけれども、今のところ上限額の改定は考えておりません。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第68号議案

日程第5. 第68号議案 武雄市地域福祉基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

第68号議案 武雄市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案書の10ページ、新旧対照条文の9ページでございます。

地域福祉基金条例につきましては、合併前の旧武雄市、山内町、北方町で制定されておりました、平成18年3月1日の市町合併により武雄市に引き継がれて現在に至っております。

基金については果実運用型というふうになっておりますけれども、長引く景気低迷等によりまして、多くの事業ができるほどの果実は生まれていないところでございます。

今回、この基金を、市民を対象にした保健福祉の増進、地域福祉の充実に資する事業に有効的にかつ弾力的に活用できるように、元金を取り崩せる内容に改正をお願いするものです。

簡単ではございますが、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいた

します。

○議長（杉原豊喜君）

第68号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。26番江原議員

○26番（江原一雄君）〔登壇〕

1点ですけど、平成3年、4年に旧武雄、北方、山内町で基金創設がされたわけですが、今回、処分規定を導入されたわけですが、弾力的に運用するというので。当初制定されたときは、こういう処分条項がないということで、国や県のいわゆる連携のもと制定されたと思いますが、今回の件について、武雄市単独ですか、それともこういうケースはもう以前にも全国であったのか、国、県との関係を含めて御説明をいただければと思います。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

基金の取り崩し条項がないのは、県内で2市のみでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6・第7 第69号議案・第70号議案

日程第6．第69号議案 平成23年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び日程第7．第70号議案 平成23年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。松尾水道部長

○松尾水道部長〔登壇〕

第69号議案 平成23年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、補足説明を申し上げます。

議案書の11ページをお願いいたします。

後ほど、第74号議案 平成23年度武雄市水道事業会計決算認定について御説明を申し上げますが、平成23年度の決算におきまして1億2,796万1,085円の純利益が発生いたしました。この利益剰余金の処分につきましては、これまで企業債償還に充てるため減債積立金に積み立て、決算書にその旨を記載し、決算内容の一部として議会の承認をいただいていたところでは。

昨年、いわゆる地域主権一括法によりまして、地方公営企業法の一部が改正されました。このことにより、利益剰余金が発生した場合の法律の定めによる積立金への積み立て義務が

廃止され、条例で処分方法を定めるか、あるいは議会の議決を経るということで処分をするか、いずれかの方法で処分するという事となったため、今回議会の議決をお願いするための議案を提案するものでございます。

処分の内容につきましては、現在、約33億円の企業債残高を抱えていることから、前年度と同様、その全額を減債積立金に積み立て、翌年度以降の企業債償還に充てたいと考えております。

続きまして、第70号議案 平成23年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明を申し上げます。

議案書の12ページをお願いいたします。

工業用水道事業につきましても、平成23年度の決算における純利益2,572万4,035円、及び前年度の未処分利益剰余金を合わせました4,509万9,862円につきまして、法の改正によりまして、水道事業と同様、その処分について議会の議決をお願いするものです。

処分の内容につきましては、現在約3億円の企業債残高を抱えていることから、その全額を減債積立金に積み立て、翌年度以降の企業債償還に充てたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、第69号議案、第70号議案の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第69号及び第70号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

第69号及び第70号議案は、建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第71号議案

日程第8. 第71号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第6回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第71号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出の補正では、歳入歳出にそれぞれ9億4,327万8,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ228億3,608万7,000円とするものでございます。

第2条の継続費の補正では、6ページの第2表 継続費補正のとおり、新幹線建設工事等公共事業に係る残土搬入地の整備事業と、この残土搬入地周辺市道の安全対策環境整備に要する経費について継続費を設定するものです。

第3条の地方債の補正につきましては、7ページ、8ページにかけて第3表 地方債補正のとおり、災害復旧事業債の追加と急傾斜地崩壊防止事業債の増額変更をお願いいたしております。

それでは、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

補正予算説明書の(9)ページをごらんください。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、10目. 積立金では、公共施設整備基金及び職員退職手当基金について前年度からの繰越金等を活用し、将来の財政需要に対応するため積み立てるものでございます。

2項. 企画費、1目. 企画総務費では、新幹線建設工事等公共事業に伴う残土搬入地の整備と、庁舎建設調査などに要する経費をお願いいたしております。

(11)ページの3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計の財政健全化を図るため、国民健康保険特別会計への繰出金と、扶助費を初め、将来の社会福祉経費の財政事情に備えるため、地域福祉基金への積立金などをお願いいたしております。

3目. 老人福祉費では、地域共生ステーションの防火壁の整備に対する補助金をお願いいたしております。

(12)ページの5款. 労働費、1項. 労働諸費、2目. 雇用対策費では、佐賀県の緊急雇用創出基金事業補助金を活用し、事業を追加で行うことといたしております。

(15)ページの8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、4目. 一般道路整備事業費では、新幹線建設工事に伴う残土搬入地周辺道路の安全対策と環境整備に要する経費をお願いいたしております。

4項. 都市計画費、4目. 緑化整備費では、白岩運動公園トイレの改修等に要する経費をお願いいたしております。

(17)ページの10款. 教育費、5項. 社会教育費、2目. 公民館費では、武内公民館建設工事に係る設計業務に要する経費をお願いいたしております。

(18)ページの11款. 災害復旧費、1目. 農林施設災害復旧費及び(19)ページの2目. 土木施設災害復旧費では、梅雨前線豪雨等で被災した農地、農業用施設、公共土木施設などの災害復旧を行うことといたしております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、これらを賄う財源として、分担金及び負担金891万5,000円、国庫支出金3,471万9,000円、県支出金1億8,089万円、財産収入1万8,000円、寄附金30万円、繰越金8億8,783万5,000円、諸収入1億4,440万円、市債5,770万円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第71号議案に対する質疑を開始いたします。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

(11) ページの国民健康保険特別会計への繰出金ということで、いいことと思うんですけども、この5,000万円の根拠というのですかね、もうちょっとふやせんかなというふうにも思うんですけども、この5,000万円の根拠についてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

一般会計から国保会計への繰り入れの分でございますけれども、先ほど税率改正のところでお話ししましたけれども、不足額はたくさんあるということでございまして、国保会計の大変な分につきましてどうにかできないかということで、国保会計のほうで事業をいたしております人間ドックとか脳ドック、そういうふうな部分をですね、独自の事業ですので、やめればそれだけ財源が浮くわけですけども、これについては非常に重要な事業だということで、そういうふうな事業に充てたいということでいろいろ検討しました結果、そういう金額をはじいたものでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分についてはお手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第9 第72号議案

日程第9. 第72号議案 平成24年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

第72号議案 平成24年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ3,835万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ68億5,722万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものについて説明をいたします。

(5) ページをお願いします。

3款1項1目の後期高齢者支援金につきましては、平成24年度の金額確定によるものでございます。

次の(6)ページの介護納付金につきましても、金額の確定に伴うものでございます。

8款2項1目の保健普及費につきましては、人間ドックを実施しておりますが、非常に希望者が多かったということで増額をお願いしているところでございます。

これらを賄う財源といたしまして、(3)ページですけれども、国民健康保険税、国庫支出金、(4)ページですけれども、県支出金、それと今回、先ほど質問いただきましたけれども、繰入金ということで一般会計から初めて法定外として5,000万円の繰り入れを行っているところでございます。

簡単ですが、以上で第72号議案の補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第72号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第73号議案

日程第10. 第73号議案 平成24年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

第73号議案 平成24年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ284万5,000円を追加し、総額をそれぞれ5億7,926万9,000円とするものでございます。

予算書の(3)ページをお願いします。

歳入につきましては、平成23年度の決算に伴いまして繰越金を計上いたしているところでございます。

(4)ページは歳出でございますけれども、繰り越した部分につきましては、後期高齢者医療広域連合への負担金及び一般会計への返還金ということでございます。

簡単ですが、以上で第73号議案の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第73号議案に対する質疑を開始いたします。23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

基本的にお伺いしたいんですけれども、老人保健特別会計とか、あるいは後期高齢者とか、

こういう分け方をしますけれども、本来、ここに金が要って、例えば国保なら国保にしわ寄せが来るから、外に出して、政府がもっと金を出して、それで手厚くしてやれば国保も助かるし、後期高齢者の方も助かるはずなんです。と思うんですよ。だから、全て悪法じゃなくて、もともと区別して、わざわざ分けてやって、そして、お年寄りにもっともっと手厚くしてやれば喜ばれる制度になると思うんですよ。本来の目的はそこじゃなかったかと思えますけれども、よければ。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

今、御質問いただきましたように、制度的には、いろんな形で、お互いに負担が軽くなるというのですかね、そういうふうな制度だとは思いますが、なかなか国の支出金といえますか、その分がだんだん減ってきているような状態ですので、なかなかどこでも大変な運営になっているというところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

いや、今度の場合、武雄だけで考えんで、ちょっと全体的な考えをしていただきたいんですけども、以前私が、当初議員になったころ、国保については、全て一緒だったんですね。だから、1割お年寄りさんですけど、今は老人保健が大きいんですけども、当時は1割の加入者で4割の負担というような話をしよったんですね。そこに失業者がやってくるという話ですね、国保会計、だから、それをみんな担がにゃいかんですね。それで、老人保健がなったときには、老人保健そのものは反対だという考え方と、北方町にとってはいいんですよという話、両方に分かれる、国保はどうしてもね、国保というものは。そうでしょう。後期高齢者も一緒だと思うんですけども、負担が大きい人は外枠におってもらえば、内はよくなるし、しかし、制度そのものが悪いようになりするんですね。その原点というのは、あくまで国が幾ら負担するかによって全く違うと思うんですけども、そのことをお聞きしているつもりですけども、制度はよかっても金出さんぎ悪制度になってしまうんじゃないかということですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

おっしゃるとおりでございます。国の負担をもっとふやしていただければというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11・第12 第74号議案・第75号議案

日程第11. 第74号議案 平成23年度武雄市水道事業会計決算認定について及び日程第12. 第75号議案 平成23年度武雄市工業用水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。松尾水道部長

○松尾水道部長〔登壇〕

第74号議案 平成23年度武雄市水道事業会計決算認定について補足説明を申し上げます。
まず、事業の概要について申し上げたいと思います。

水道事業の決算書の8ページから事業報告書を掲載しておりますけれども、平成23年度におきましては、安全な水を安定して供給するため、配水管の新設、老朽管の布設がえ工事、第二浄水場の沈殿池の汚泥かき寄せ機等の機械設備の更新を行っております。

また、災害等の対応策の一つとして、北方町への接続管の布設を行っております。

次に、14ページの下段をごらんいただきたいと思います。

給水原価が232円30銭、供給単価が247円95銭ということで、前年度に引き続きまして、給水原価が供給単価を下回ったという結果でございます。

次に、1ページ、決算報告書をごらんいただきたいと思います。

収益的収支におきましては、収入が12億3,361万9,793円、支出が10億9,315万4,778円となっております。

2ページの資本的収支につきましては、収支差し引きまして4億3,771万9,042円の不足となりまして、この分につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

3ページの損益計算書につきましては、先ほど御説明いたしましたように、純利益が1億2,796万1,085円となっております。

続きまして、第75号議案 平成23年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について御説明いたします。

事業概要でございますけれども、決算書の7ページをごらんいただきたいと思います。

給水事業者につきましては、前年度と同じく3社となっております。契約水量につきましては、昨年3月から日量164立方メートルが増加をいたしまして、594立方メートルというふうになっております。

1ページに戻っていただきまして、収益的収支におきましては、収入が6,433万2,620円、

支出が3,860万8,585円となっております。

3ページの損益計算書につきましては、一般会計からの補助金を受け、当年度純利益が2,572万4,035円となっております。

以上、簡単ではございますが、第74号議案、第75号議案の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第74号議案及び第75号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第74号議案及び第75号議案は、12人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第74号議案及び第75号議案は特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置されました特別会計等決算審査特別委員会の特別委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、2番山口等議員、3番上田議員、7番宮本議員、8番石丸議員、9番石橋議員、12番吉川議員、13番山崎議員、14番末藤議員、17番吉原議員、19番山口昌宏議員、22番松尾初秋議員、25番平野議員の以上12名を特別委員に指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名を特別会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第13～第22 第76号議案～第85号議案

日程第13. 第76号議案 平成23年度武雄市一般会計決算認定についてから、日程第22. 第85号議案 平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの以上10議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。浦川会計管理者

○浦川会計管理者〔登壇〕

それでは、第76号議案 平成23年度武雄市一般会計決算認定についてから、第85号議案 平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの議案について補足説明を申し上げます。

お手元に平成23年度武雄市歳入歳出決算書を差し上げておりますので、御参照いただきたいというふうに思います。

決算書の1ページ、2ページが全会計の決算総括表、3ページから46ページまでが各会計の決算書、47ページ以降が附属資料となっております。

附属資料につきましては、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき提出したもので、内容といたしましては、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況報告書でございます。

まず、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

一般会計及び特別会計を合わせました10会計の決算の総括表でございます。

一番下の合計欄でございますけれども、10会計の収入済み額は451億9,121万1,043円、支出済み額は442億5,452万7,222円で、歳入歳出差し引き額は9億3,668万3,821円となっております。

それでは、一般会計歳入歳出決算から新工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算まで、その概要を順次説明させていただきますけれども、金額の詳細につきましては省略をさせていただきますので、決算書での御確認をお願いしたいというふうに思います。

まず初めに、第76号議案 平成23年度武雄市一般会計決算認定について説明いたします。

決算書の5ページ、6ページをお願いいたします。

収入済み額は237億6,030万8,583円となっております。

次に、9ページ、10ページをお願いいたします。

支出済み額は227億9,793万1,208円となっております。

歳入歳出差し引き残額につきましては、10ページ欄外に記載のとおり9億6,237万7,375円となりました。予算執行率は96.3%でございます。

なお、歳入につきましては、1款の市税、13款の使用料及び手数料などに不納欠損額、また、1款の市税、14款の国庫支出金などに収入未済額がございます。

歳出につきましては、2款の総務費、3款の民生費などに翌年度繰越額を計上いたしております。

項目ごとの詳細につきましては、51ページから322ページまでの事項別明細書を御参照いただきたいと思いますというふうに思います。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、第77号議案 平成23年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について説明いたします。

決算書の11ページ、12ページをお開きください。

収入済み額は60億3,883万4,310円となっております。

次に、13ページ、14ページをお願いいたします。

支出済み額は64億4,691万2,553円となっております。予算執行率は98.1%でございます。

歳入歳出差し引きの結果につきましては、14ページ欄外に記載のとおり、歳入不足額が4

億807万8,243円となりましたので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、この不足額と同額を平成24年度からの歳入繰り上げ充用で対応したところでございます。

なお、歳入では1款の国民健康保険税に不納欠損額及び収入未済額がございました。

項目ごとの詳細につきましては、327ページから348ページまでの事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、第78号議案 平成23年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、説明いたします。

決算書の15ページ、16ページをお開きください。

収入済み額は5億3,135万5,754円となっております。

次に、17ページ、18ページをお願いいたします。

支出済み額は5億2,851万182円となっております。予算執行率は99.7%でございます。

歳入歳出差し引き残額につきましては、18ページ欄外に記載のとおり、284万5,572円となりました。

なお、歳入につきましては、1款の保険料に不納欠損額及び収入未済額がございました。

項目ごとの詳細につきましては、353ページから360ページまでの事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

続きまして、第79号議案 平成23年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について説明をいたします。

決算書の19ページ、20ページをお開きください。

収入済み額は7億1,313万4,975円となっております。

次に、21ページ、22ページをお願いいたします。

支出済み額は7億719万1,310円となっております。

歳入歳出差し引き残額につきましては、22ページの欄外に記載のとおり、594万3,665円となりました。予算執行率は99.5%でございます。

なお、歳入では1款の使用料及び手数料、2款の分担金及び負担金に不納欠損額と収入未済額がございました。

項目ごとの詳細につきましては、365ページから372ページまでの事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、第80号議案 平成23年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について説明いたします。

決算書の23ページ、24ページをお開きください。

収入済み額は3億6,680万5,502円となっております。

次に、25ページ、26ページをお願いいたします。

支出済み額は3億6,674万7,741円となっております。予算執行率は99.1%でございます。

歳入歳出差し引きの結果、26ページ欄外に記載のとおり、残額は5万7,761円となりました。

なお、歳入には1款の使用料及び手数料、2款の分担金及び負担金に収入未済額がございます。

項目ごとの詳細につきましては、377ページから386ページまでの事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で公共下水道事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、第81号議案 平成23年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について説明いたします。

決算書の27ページ、28ページをお開きください。

収入済み額は2億6,250万7,114円となっております。

次に、29ページ、30ページをお願いいたします。

支出済み額は2億5,916万8,384円となっております。予算執行率は97.4%でございます。

歳入差し引きの結果、30ページ欄外に記載のとおり、残額は333万8,730円となりました。

なお、歳入には1款の使用料及び手数料、2款の分担金及び負担金に収入未済額がございます。

項目ごとの詳細につきましては、391ページから398ページまでの事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で戸別浄化槽事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、第82号議案 平成23年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について説明いたします。

決算書の31ページ、32ページをお開きください。

収入済み額は4億6,578万9,320円となっております。

次に、33ページ、34ページをお願いいたします。

支出済み額は4億5,890万4,007円となっております。予算執行率は87.7%でございます。

歳入歳出差し引きの結果、34ページ欄外に記載しておりますとおり、残額は688万5,313円となりました。

なお、歳入には1款の国庫支出金に収入未済額、また、歳出には1款の事業費に翌年度繰越額がございます。

項目ごとの詳細につきましては、403ページから412ページまでの事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で土地区画整理事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、第83号議案 平成23年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について説明いたします。

決算書の35ページ、36ページをお開きください。

収入済み額は120億1,200万5,386円となっております。

次に、37ページ、38ページをお願いいたします。

支出済み額は116億5,283万5,716円となっております。予算執行率は95%でございます。

歳入歳出差し引きの結果、38ページ欄外に記載のとおり、残額は3億5,916万9,670円となりました。

項目ごとの詳細につきましては、417ページから430ページまでの事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で競輪事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、第84号議案 平成23年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について説明いたします。

決算書の39ページ、40ページをお開きください。

収入済み額は2,325万8,380円となっております。

次に、41ページ、42ページをお願いいたします。

支出済み額は1,929万8,045円となっております。

予算執行率は84.3%でございます。

歳入歳出差し引きの結果につきましては、42ページの欄外に記載のとおり、残額は396万335円となりました。

項目ごとの詳細につきましては、435ページから438ページまでの事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で給湯事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、第85号議案 平成23年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について説明をいたします。

決算書の43ページ、44ページをお開きください。

収入済み額は10億1,721万1,719円となっております。

次に、45ページ、46ページをお願いいたします。

支出済み額は10億1,702万8,076円となっております。予算執行率は74.8%でございます。

歳入歳出差し引きの結果、46ページの欄外に記載のとおり、残額は18万3,643円となりました。

項目ごとの詳細につきましては、443ページから448ページまでの事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

以上で新工業団地整備事業特別会計の説明を終わります。

終わりになりますけれども、補足資料についての御説明をいたします。

まず、実質収支に関する調書でございますけれども、これにつきましては449ページ、450ページに記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

それから、財産に関する調書は451ページから493ページまで、基金運用状況報告書は494ページに記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、平成23年度主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告につきましては別冊にて提出いたしておりますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

以上をもちまして平成23年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

これより質疑を開始いたします。質疑は区分して行います。

まず、第76号議案 平成23年度武雄市一般会計決算認定に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第77号議案及び第78号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第79号議案から第85号議案までの以上7議案に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第76号議案から第78号議案までの以上3議案については、12人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、以上の3議案は一般会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次にお諮りいたします。ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の特別委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、1番朝長議員、4番山口裕子議員、5番山口良広議員、6番松尾陽輔議員、10番古川議員、11番上野議員、15番小池議員、16番小柳議員、21番牟田議員、23番黒岩議員、24番谷口議員、26番江原議員、

以上の12名を特別委員に指名いたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。第79号議案から第85号議案までの以上7議案については、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、以上の7議案は特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ここで、ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会並びに特別会計等決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	11時
再	開	11時11分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会における正副委員長の互選の結果の報告を受けましたので、御報告いたします。

一般会計等決算審査特別委員会の委員長に6番松尾陽輔議員、副委員長に11番上野議員、特別会計等決算審査特別委員会の委員長に22番松尾初秋議員、副委員長に3番上田議員、以上のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

日程第23 第86号議案

日程第23. 第86号議案 財産の処分についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。宮下つながる部長

○宮下つながる部長〔登壇〕

第86号議案 財産の処分について補足説明を申し上げます。

議案書（その3）の1ページでございます。

今回処分することとなる若木町本部ダム湖畔工場適地につきましては、7月の臨時議会において土地開発公社からの買い戻しの議決をいただきました。また、その議論の中で、公有地については積極的に処分を進めるべきとの意見もいただいたところであります。

本案件の場所に、メガソーラー事業を誘致することについてプロポーザルを実施しましたところ、当初は賃貸方式で株式会社九電工に決定いたしました。しかし、賃貸方式でソーラー事業に貸しましても20年後には返却され、新たな企業を探す必要がありますし、さらに公有地を売却するということになりますと、一層難しい状況になり、未活用のまま長期に保有せざるを得ない状況になることも予想されます。

そこで、可能ならば、今回の事業を開始する前までに用地を売却できないか、九電工と鋭意交渉をしてまいりました。決定までに長い時間を要するものと当初は考えておりましたが、九電工側が市の意向について深い理解をされ、9月11日に売買の仮契約を締結するに至りましたので、追加議案をお願いするものでございます。

この事業を第一歩としまして、武雄市における再生可能エネルギー導入が加速することを期待しております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第86号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

この土地の固定資産税相当額がもし公表できればお聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

宮下つながる部長

○宮下つながる部長〔登壇〕

正確な数字ではございませんが、年間約60万円ぐらいだったと記憶しております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第24 第87号議案

日程第24. 第87号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第7回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

第87号議案 平成24年度武雄市一般会計補正予算（第7回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、図書館・歴史資料館の施設改修に要する経費のほか、今議会の議案送付後に緊急に対応が必要となったものについて所要の額をお願いするものです。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ4億9,540万1,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ233億3,148万8,000円とするものでございます。

予算説明書(5)ページをごらんください。

○議長（杉原豊喜君）

静かにお願いします。

○角政策部長（続）

2款．総務費、1項．総務管理費では、懲戒免職処分無効確認及び賃金等支払い請求事件、懲戒免職処分取り消し請求事件の訴訟事件が武雄市勝訴で終結したことによる弁護士の報償金に係る経費をお願いいたしております。

6款．農林業費、1項．農業費では、ため池の水難事故防止のための注意喚起の看板政策に要する経費をお願いいたしております。

8款．土木費、1項．土木管理費では、佐賀県住宅リフォーム緊急助成事業補助金の追加配分に伴う増額補正をお願いいたしております。

(6)ページの10款．教育費、5項．社会教育費では、図書の充実や、くつろぎスペースの創出等、図書館利用者の利便性向上のための図書館・歴史資料館の施設改修などに要する経費をお願いいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

古賀教育部長

○古賀教育部長〔登壇〕

補正予算の図書館費につきまして、少し御報告をさせていただきたいと思っております。

(6)ページをごらんいただきたいと思っております。

賃金、需用費、役務費、事務費について計上いたしておりますが、13節の委託料です。

まず、上のほうから、図書館・歴史資料館の改修工事に伴います管理委託料をお願いしております。

次に、名称は新図書館空間創出業務委託料ということでいたしております、これにつきましては内容を御説明いたしたいというふうに思っております。

基本は、代官山のイメージを新図書館に持ってくるということで、什器備品類、外部のサイン、内部のサイン、こういったものを委託したいというふうに思っております。その合計額が1億2,790万円ということでございます。

次に、新図書館サービスの環境整備業務ということで委託をしたいというふうに思っております。

これは、図書の検索システム、それからレシートの発行とか、それから大きいもので言いますと、ネットサービス、こういったものを構築したいというふうに思っておりますので、そういったものを合わせまして5,500万円をお願いいたしております。

次に、図書館システムの更新業務でございますけれども、図書館システムにつきましては、現在使っておるわけですが、耐用年数が来ているということで、更新時期も来ておりますので、指定管理に合わせまして図書館システムにつきましても更新をしたいということ

で考えております。

次に、一般質問でもございましたけれども、ICタグの張りつけ業務ということで、休館中にタグの張りつけ業務をいたすわけでありまして、これらに要する経費をお願いいたしております。具体的に申しますと、ICタグの購入費、それから作業のための指導員の派遣とか、そういったものもお願いをしております。基本的には、現場の司書さん方に業務をお願いしたいと思っておりますけれども、そういった指導もお願いしたいということで、この金額をお願いをいたしているところです。

次に、14節の使用料及び賃借料です。これにつきましては、休館中は図書を移動するという必要がございますので、それらに要する費用ということで、倉庫の借上料、それから運搬のトラックの借り上げ、こういったものを188万円お願いしております。

最後に工事請負費ですけれども、工事請負費本体工事ということで1億2,300万円と設備に要する分を5,900万円お願いしております。

お手元にスケジュール表、それから管内の配置図を差し上げているかというふうに思います。

スケジュールにつきましては、これは上田議員のときに御説明させていただきましたけれども、それでございます。

まず、11月1日から休館をすると、それから11月の中旬から工事に入りたいというふうに考えておまして、先ほど申し上げました図書の移動に要する経費等々は11月の図書から発生するというようになってまいります。

次に、1枚めくっていただきますと、図書館・歴史資料館の1階部分のイメージ図がございます。ピンクの部分が図書館部分でございます。それから、次に水色がございますけれども、水色が物販・カフェのゾーンになります。残りの茶色の部分が歴史資料館と蘭学館という部分になります。

最後に、3ページ目に2階部分でございます。2階部分につきましては、キャットウォーク等々の部分がございます。

それで、工事請負費につきましては、このピンクの部分が図書館ゾーンになりますので、この部分に係る工事費をお願いしているという部分でございます。

それから、水色の物販・カフェゾーンにつきましては、別途CCCさんが負担をされるという内容でございますので、ここには上がっておりません。

簡単ですけれども、以上が図書館費の予算の内容でございます。

○議長（杉原豊喜君）

第87号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第25 報告第8号

日程第25. 報告第8号 平成23年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

報告第8号 平成23年度武雄市一般会計継続費精算報告書について補足説明を申し上げます。

議案書（その2）の2ページをごらんください。

これにつきましては、武雄中学校校舎改築事業について平成22年度から平成23年度までの2カ年の継続費を設定いたしておりましたが、平成23年度をもって精算報告書のとおり事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

報告第8号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第8号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第26 報告第9号

日程第26. 報告第9号 平成23年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

報告第9号 平成23年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告書について補足説明を申し上げます。

議案書（その2）、3ページをごらんください。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

4ページをごらんください。

第1項の平成23年度武雄市健全化判断比率について御説明申し上げます。

実質赤字比率につきましては、普通会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示すものでありますが、一般会計と土地区画整理事業会計を合わせた普通会計においては実質赤字額がなかったため実質赤字比率は算定されませんので、表記は横バー（－）といたしております。

次に、全ての会計の実施赤字額が標準財政規模に占める割合を示す連結実質赤字比率につきましても、連結実質赤字額はありませんでした。

次に、公債費及び公債費に準じた経費が標準財政規模に占める割合を示す実質公債費比率は本市の場合は11.6%で、早期健全化比率25%を下回っております。

次に、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率は30.2%で、健全化基準350%を下回っております。

第2項の平成23年度武雄市公営企業会計資金不足比率でございますが、資金不足額が事業規模に占める割合を示す資金不足比率につきましては、いずれの会計においても資金不足額はございませんでした。

以上で報告第9号の補足説明を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

報告第9号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第9号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思っております。

日程第27 意見書第2号

日程第27. 意見書第2号 武雄市における高校教育環境の整備を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。3番上田議員

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。意見書第2号 武雄市における高校教育環境の整備を求める意見書（案）の提出者の趣旨説明をさせていただきます。

ここに記載しておりますように、平成19年、県立高校再編というあおりを受け、武雄市においては、県内で唯一佐賀県立武雄高等学校と佐賀県立武雄青陵高等学校の2つの高校が統合され、併設型中高一貫校である佐賀県立武雄青陵中学校・佐賀県立武雄高等学校となって、早いものでもう5年が過ぎようとしております。この5年間、この教育環境の変化によって武雄市民、また武雄市近郊の保護者の皆さんからたくさんの不満の声をいただいております。

そういう中で、私も一般質問等でたびたびやらせていただきましたこの高校問題です。今回、県のほうから提示されているのが、青陵中学の受験者数、競争率というのが2.

数倍になっておるところで、高校のほうは定員割れをしているという流れを受けて、今回、県のほうからは青陵中学校の定数を減らして、高校は定数をいじらないということになっております。この中身を見ますと、従来、武雄高校の定数が280あったのが240に減ってしまうというような流れであります。

本来、この中高一貫校の最大のメリットというのは、やはり中高一貫、この6年間の一貫教育を行うということでありまして、現在の武雄市においての中高一貫というのは併設型であり、同一敷地内ではなく、離れた位置で運営をしているということが私はこの中高一貫のメリットを生かし切れていないんじゃないかなというのがあります。

ただ、この武雄市、一般質問でも御紹介しましたがけれども、この人口規模において、西九州の交通の拠点、さらには中核都市として飛躍していくであろうこの武雄市において、県立高校1校しかないというのは、やはりこの教育環境において武雄市民の子どもたちにとってはかなりのマイナスになっていくのではないかと感じており、一般質問等をさせていただきました。

その際にも、市長にも快く賛同をいただき、市長会等でも声を上げていくというお約束までいただきまして、教育長におかれましては、たびたび事あるごとに武雄市の声として上げていくという答弁もこれまで数多くいただいておりました。その声の後押しになるよう私も武雄市議会においてもこの意見書を通して、ぜひこの武雄市民の声として届けていただきますようお願いすることによって、武雄青陵中学校・武雄高校を武雄高校同一敷地内にて運営をし、武雄青陵中学校校舎を活用した新たな別の高校を運営することを強く県に要望するための意見書を提出させていただきたいと思っております。皆さんよろしくお願ひいたします。

○議長（杉原豊喜君）

意見書第2号に対する質疑を開始いたします。22番松尾初秋議員

○22番（松尾初秋君）〔登壇〕

ちょっとお尋ねしたいんですけれども、新たな別の高校を運営することということでございますけれども、これは恐らく県が運営する高校のことをずっと読んで指していると思えますけれども、私立の高校もこの中に含んで考えていいのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

上田議員

○3番（上田雄一君）〔登壇〕

その県立高校というのが私も一番望まれるのかなというのはありますけれども、やはりこの少子化のあおりを受けて、県の動向というのは、ここに書いておりますように、非常に注視していくべきものでありまして、県の動きを見ながら、可能であれば私立の県の誘致を考

えるときでもそこ、まず武雄というような選択肢として考えていただくようなつもりで、あえてここは県立高校というふうに指定はせず、こういうふうな記載をしております。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第28 請願第2号

日程第28. 請願第2号 「新武雄市図書館・歴史資料館構想」に関する意見書の採択を求める請願についてを議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

武雄市立図書館並びに歴史資料館の今回の新しい構想に基づく改装、改築、そしてまた運営の委託、こういう問題については非常に市民の関心も高いわけですが、その中で図書館の現状、そしてまた、この取り組みについても、いわば市民の多くの方々から意見を集約した形で、ここに請願という形で提出されました。

この請願の趣旨につきましては、お手元に一緒に配付してあるとおりでございますけれども……（「聞こえん」と呼ぶ者あり）特に大事なものは、耳をそば立てて聞いてください。大事なものを（「聞こえんもん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。私語を慎んでください。

○24番（谷口攝久君）（続）

「新武雄市図書館・歴史資料館構想」に関する意見書の採択を求める請願でございます。私は紹介議員として趣旨の説明をいたしたいと思っております。

この中で、今次の「新武雄市図書館・歴史資料館」の改修計画等については、今まで市民の方々へ十分に具体的な説明が行われていないと、そういう感じを持たれたようでございます。同時に、そういう意味での市民不在の中で事業が進められているような感じがすると。図書館・歴史資料館等は市民共有の財産でございますが、そのかけがえのない財産をこの計画によって多くの市民、特定の手法で特定の業者に委ねようとしているのではないかと。そういう意味で、この計画について市民からいろんな疑問の声があるけれども、その声を伝えられないでおるような感じがすると。その状況の中で、この請願者の方々には学習会を立ち上げて、全国から本当にそれこそ真剣に資料を集め、あるいはいろんな論議を繰り返されまして、こういう形で進められたらどうかと、その構想、新しい図書館が本当に市民の意向、そしてまた、改装なり、あるいは委託の方法そのものが全てが悪いというような表現ではないようでございますが、とにかくそういうふうな形の中で市民参加の機会を十分持った形で、最初、図書館・歴史資料館を立ち上げたときの原点に戻った、そういうふうな形の論議をし

てほしいということを市に求めると、そういう意見書を出してほしいということを議会に提出されたわけでございます。

これは、私が紹介議員となったのは、この請願という制度は本当に住民なり市民なり国民がいろんな問題について、政治に対し、あるいはそれを施行する側に対する意見というものをきちっとされる、そういう国民に与えられた最大の大きな権限でございます。そういう意味だから、私はあえて、この請願という形で武雄市議会にこのことを出されたことについては十分に賛成できると思って紹介議員になったわけでございます。

この内容については、具体的に書いてございますので、それを読み上げてみたいと思います。（発言する者あり）

大きい声ですか、はい、わかりました。

今次の「新武雄市図書館・歴史資料館」の改修計画等につきましては、今までに市民への具体的な説明は行われず、市民不在の中で事業が進められています。図書館・歴史資料館は、市民共有の財産であります。そのかけがえのない財産が、恣意的とも思われる手法で、特定の方々に委ねられようとしておると。この計画については、多くの市民が疑問の気持ちを持ちながらも、声を上げ切らずにいる分野がありますと。

私たちは学習会を立ち上げて、全国からいろんな資料を集め学習会を繰り返し開催し、「私たちの図書館計画」、いわば代案といえますか、そういうものを練り上げてここに提出をされております。そういうものも検討されまして、どうか武雄市に対しましてこの意見書を提出してほしいという文案を添えて書いてございます。

ごらんいただきますように、お手元に全部紹介議員としてこの一緒の計画案も提出を求めまして、このとおり、本当にどういう形での図書館・歴史資料館にしてほしいかという願いを込めた請願でございます。どうかひとつこの点について議員各位の十分な御検討をいただきまして、ぜひ市に対して、着々と今進んでおりますけれども、それがよりよいものになるためにこの請願の趣旨を十分に尊重していただきますようお願いするために紹介をしたわけでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

請願第2号に対する質疑を開始いたします。19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

何点かお尋ねをしたいと思いますけれども、一般質問の中で出ておりましたけれども、アンケートをとったと、アンケートをとった中で、賛成の方が約70%、反対の方が8%ですかね、そういう中で、この意見書の中身を見たときに、果たして市民の参加という観点から見ても、これはおかしいんじゃないかというのが1つ疑問点。

その市民参加というのは、結局、我々議員というのは、議決をしたその時点で自分の、議

員個々の手を離れ、議会の総意となる。そして、議会の総意ということは、市民の総意でもある、それが地方自治法に載っているわけでしょう。そういう中で、こういう文面が出るというのはおかしいんですけども、それをあえて議員である谷口議員が賛成をされたというのはいかがなものかと思うんですけども、その辺についてお尋ねをします。

○議長（杉原豊喜君）

24番谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

いい御指摘ですよ。それは私は、これは願意を尊重したと。その中に何を訴えてあるかと、この願意を尊重して、通常、請願の場合は文章とか言葉とか、そういうものよりも、その中に含まれている願意を尊重して採択するとか採択しないということをしてあるのが議会ですよ。私はそう思います。（発言する者あり）注意してくださいよ。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。ほかに質疑ございませんか。

○24番（谷口攝久君）（続）

それから、いや、まだ。

それでアンケートをとったとおっしゃいますけど、確かにアンケートをとられましたよ。しかし、アンケートはこういう問題を取り上げる前にすべきで、目の前にこういう改修計画でこうなるんだこうなるんだという、そういうふうなものを出した後で、しかも関係する場所だけでアンケートをとると（発言する者あり）そういうのはですね……

○議長（杉原豊喜君）

静かに。

○24番（谷口攝久君）（続）

そういうやり方というのは、それはとらないよりとったほうがいいでしょう。しかし、それが全ての民意だということはおかしいんじゃないかと私は思います。

しかし、私はその後のアンケートのよしあしを論議しているわけじゃございませんので、私としては、この願意、提案者の、請願を出した人の市民の気持ちを酌んであえて紹介をしたわけでございます。（「でたらめ」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

でたらめという声も出ていますけれども、結局、市民不在とよく言われますけれども、市長が我々議会に対して市民不在と言われれば、私はわからないでもない、何かのときにね。我々議員がよく市民不在と使うなという気がするんですよ。そういうことであれば、議員3人ぐらいにして、3人はあんまりひどいか。半分にして直接民主主義がましですね。直接

住民に問うと。そうじゃなくて、やはり、ベテランといきませんが、熟練されたものとして議会に上がってくる、選挙でね。選挙で上がって住民代表でここに来るんですから、我々が住民を代表しているんだという気持ちは私は大事だと思うんですね。だから、市長がもし我々じゃなくて、アンケートを先にとったとき、私はそれを否定しますよ。だから、住民不在と、市民不在とよく言われますけれども、私、議会がおかしいと思いますけれども、そのことが1点ですね。

もう1つは、恣意的と思える手法で決めたような議会に本当に請願をされたのかね。私はそういう議会だったらしませんからね、素晴らしい団体だったら請願しますよ。しかし、恣意とも思えるしね、人の意見も聞かないようなと言いながら請願だけ出して、どうしてもそこが納得できないんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

私、今の質問もうれしい質問と思いましたね。どうしてかということ、例えば議会に請願を出したということは、議会がやっぱり皆さんの声を代弁してやっている場所だから、それについて十分論議をしてもらって、市長に対して、市に対して、あるいは国に対して、請願というのはそういうものですから、意見書なり要望してほしいという願い、市民の声なき声がそういう格好で出てくるわけですよ。だから、議会が大事にされているから議会に請願書を出しているわけですよ。その中で、今言うような問題は、例えばですよ……

〔23番「ごまかすなよ」〕

結局ですね、今ここでも何か雑音が入っていましたがけれどもね、私が言うのは、代案を出すとかいろいろおっしゃいましたがけれども、代案というのは、例えば市民の会、皆さんがきちっと自分たちの……

〔23番「谷口さん、私に答えてください」〕

こういうふうな提言とかいうものが、こういう形でどうかというふうなことを出してあることがいわゆるそういうことにつながるわけですよ。

だから、ただ単にけしからんとか悪いじゃなくて、この中を見てください。私は基本的に蘭学館そのものを、あるいは、何と申しますか、カフェをつくることについてもいかがかという疑問ですけれども、この方々はカフェというものについては、それはそれとして評価をしながら、なおかつ蘭学館なり歴史資料館なり、本当に歴史資料館、武雄市立図書館という問題についてのことをはっきり提言を示しながら、自分たちも代案を出しながら本当に真面目に訴えてある請願の内容なんです。そういうことを私は、それぞれの考えはあったにしても、十分に読んでいただいて、そして、議会としての考え方をもう一つ市に訴えてほしいという願いがありますから、私はそれこそ市民の声を論議して、それで自分たちが、それは

違うというなら、違う考えを示されたらいいわけですよ。そういうものが請願なんですよ。そういういわば市民なり国民の声といいますか、そういうものが制度にあるということは、いかに民意が大事かかということを示すものだとは私は思って紹介議員になりました。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

やはり日本全国弁論連盟の理事長さんだけあって、すばらしいなと思うんですね。しかし、中身を言ってほしいですね。私が聞いたのは、よく議会で住民不在と言われると、市民の声を聞いていないと言われる。そう言っていたら、我々が市長さんこれが市民の声ですよと言えないようになるんじゃないかということですね。なるんですよ。

それともう1つは、恣意的な手法で決めたじゃないかと言いながら、うちによく請願出されたんですね、恣意的じゃないと思うけれども、どうも私の声が聞こえないから請願でよく出しますよね。こういう違うから、中身が。請願でそんなもんです。しかし、恣意的だと片一方言いながら、あんたたち言うこと聞かんもんねと言いながらそこに出すような手法はおかしいんじゃないですかと、おかしくないならおかしくないでいいんですよ、あなたの勝手ですからね、請願は。だから、それがおかしいと言うのか、あるいは声を聞いていないと言われるのがどのように判断されるのか、この2つについてだけお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

谷口議員、質問について答弁をお願いします。

〔「23番「答えにつかっけんの、まだ」〕

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

いや、それは答えられますよ。恣意的だというのは、願意を持った、請願書を出した方々が今までの論議の中でそういうふうな感じを持たれたんでしょうけれども、これは表現の問題ですから、私はこの恣意的という言葉以前に、本当に大事な問題があるという、そういう気持ちの願意を酌んで、それをやはり議会がもう一度論議をしたもんじゃないかという、そういう議会に対する期待と願いを込めて請願書は出ているわけですよ。だから、そこらはおわかりいただきたいと思いますね。私が請願書の文書を書いて差し上げるわけじゃないわけですから、今までもいっぱいあるじゃないですか、表現は。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

21番牟田議員

○21番（牟田勝浩君）〔登壇〕

自分は福祉文教ですから、委員会の中で多分論議するんですけども、その前に請願者に確認したいのをちょっと3つだけ。

頭に「今次」て出とっでしょう。今次というとは、今までんとはよかけん、この次からと、

今までの委託とはよかですと、今まで議会で議決した分はもうよかですと、それは認めます、その後のことについてという意味でこの「今次」、内容はその前のことばってんですね。内容はその前のことばいろいろ書いちゃあばってん、今次というとは、もう今までは議会できちんと決められました、民主主義に沿ってされました、でもこの後のことについてのという意味の今次なのか、下は全然違う、文章は全然違うですよ——の今次なのか、これが1つ。

それと、恣意的、さっきおっしゃいました、恣意的というのはいろんな意味があるんですね。身勝手、自由気ままとか、その恣意的の中のいろんな意味があるけど、どれが恣意的なのか。いろんな意味がありますよ、調べたら。恣意的というのも辞書で。どういう意味での恣意的という言葉が使われているのか。

3つ目、多くの市民が疑問をとという方で、多くのって大体何割ぐらいですかね。この3点、細かいことはちゃんと委員会で聞きますけど、ちょっとこの3点だけ請願者、紹介者に聞きたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

今次という意味は、多分、私の推測ですよ……

〔市長「多分て、推測で言うたらいかんさい」〕

私に聞いているんだから私が言うしかないじゃないですか。まず聞いてください。

今次という意味は、いわゆる今までの図書館構想とか、いろいろいっぱいあると思いますね。今度いわゆる論議の中で具体的な形で進んできたと、そういう意味では、もう一刻一刻変わっているわけですから、その時点での今次のという表現じゃなかろうかと思います。そういうことですね。（「認めた後ですね」と呼ぶ者あり）そういうことでしょうね。

ですから、これ見ると、図面とかあるじゃないですか、これ今度出しているネットワークのカラーのですね。見ると、結局、私たちは、私は紹介議員ですからあれですけども、議会で論議をした分の中には、これを彼らが、請願者がおっしゃっているようなことよりももっと激しい気持ちで言っているんですよ、おわかりでしょう。でも、ここはですね、これまでは許容範囲という気持ちで書かれているんじゃないかという部分がいっぱいあるんですよ。（「今までの議決は認めた上でのこれか、それかどうかで全然違うわけですよ」と呼ぶ者あり）それは私は言えませんよ。本人の（発言する者あり）何をおっしゃるんですか。私が紹介する意味は、じゃ、そういうふうな（発言する者あり）いやいや、言いたいですよ、言わせてくださいよ。

私が言っているのは、今、牟田議員が質問されましたけれども、今までのを全て認めてということになると、現在まだ議決を最終的にされていないわけですから、予算措置でも

何でも。予算でもされていないですから、今論議でしょうもん。だから、そういう論議があっているから、そういう論議の中で十分に市民のそういう声も酌んだものにしてほしいという願いがここにはあるわけですから、しかもよく対案だ対案だとおっしゃる方がいらっしゃいますが、他市にですね。本当にこれだけみんなが集まって、いわゆるこういう計画はどうか……

○議長（杉原豊喜君）

谷口議員、質問だけに答えていいですよ。

○24番（谷口攝久君）（続）

いう問題について資料を出して訴えられているということは本当に真面目な請願だという理解をするから、あえて紹介を私はしているということです。私が言っているわけです。

（「2点目」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

あと2つ。

〔24番「どこですか」〕（発言する者あり）

谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

私が解釈したのは、この恣意的という表現の中には、いろんな複雑な思いがあるんじゃないかなろうかという気がしたから、それを願意を酌んだということです。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

もう1つの多くの市民とはどれくらいかと、もう1つ。

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

それは、よく言う、通常、声なき声ということを使うじゃないですか。（発言する者あり）私が言うのは、笑い事じゃないですよ。（「それは理由にならんやろう」と呼ぶ者あり）手を挙げて、議会に出て、あるいはこういう場所に出てきて発言できない多くの市民の方々があるわけだから、多くの市民の声ということですよ。アンケートをとって1,000人でしょうもん。市民の声、市民は何名ですか、そんなら。そういうことでしょう。私はそう考えます。（「でたらめ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

21番牟田議員

○21番（牟田勝浩君）〔登壇〕

これ大切なところなんです。前回ですね、JRのときに吉原議員が同じ紹介者で立たれたときに、きちんとこの部分はわからないということで、それも流れたんですね。やっぱりきちっとした紹介者の意見を受けて委員会にかけてということだったんで、それを聞いたかつ

たわけですよ。

〔24番「うん、それ言いましょう」〕

よくわからないですけども、いいです。

○議長（杉原豊喜君）

10番古川議員

○10番（古川盛義君）〔登壇〕

すみません、紹介者に1問だけ、1カ所だけお尋ねをいたします。

一番最後のページの12番でございます。（発言する者あり）12番、番号があるでしょう。これ、これの一番最後のページのここ、12番。

○議長（杉原豊喜君）

これは参考資料ですので。

○10番（古川盛義君）（続）

以前いただいたこれにも載っておるとですよ。12番、「本とDVD、CDの販売」というところの一番右側に「地元の本屋さんを大切に」と、ここまでは大概わかるとです。しかし、「本屋さんのない町は文化程度が低い」と書いてございます。これはどこを指して言っているのか、明確に答えていただきたい。

○議長（杉原豊喜君）

谷口議員

○24番（谷口攝久君）〔登壇〕

文化的な都市というところの中に本屋さんがないところはまずないわけですよ。だから、本屋がそういうことで、仮に武雄の書店がなくなるとすれば、本屋さんのないまちになっちゃいかんという思いを込めて言っているんじゃないかと、私はそう思います。（発言する者あり）じゃ、あなたがそう思っているだけです。（発言する者あり）本屋さんのないまちになってしまっちゃいかんという、随分ですね、私も本屋していましたからわかりますよ。本当に、本当にそれが、図書館がないところもありますし、それからまた地域、この中にあるのはとても大事なことが書いてあるんですよ。（「いいです」と呼ぶ者あり）紹介議員として言っていますけれども、この中にある大事なものは、単に武雄市立図書館の中央にだけじゃなくて……

○議長（杉原豊喜君）

議員、質問だけに答えていただくように。

○24番（谷口攝久君）（続）

北方、山内にもきちっとした図書館をつくってほしいということをお中で提言してあるわけですよ。（発言する者あり）そういうものを含めて、ひとつ十分に論議をしていただきたいということで、以上で紹介議員に対する質問いいですか。

○議長（杉原豊喜君）

私がとどめます。質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 11時53分